

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日（火）午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（9人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	澁 谷 正 信
委 員	飯 田 一 夫
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	瀬 川 仁
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎
主 事	大 松 勇 汰

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 文 隨 靖

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第5号	買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和5年10月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、10月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席いただき、重ねて御礼を

申し上げます。

稲刈りも大方終了したかと思いますが、皆さんの所では米の収量や等級はいかがだったでしょうか。

米の価格は、昨年より多少上がっておりますが、肥料等の価格の高騰により、皆様には大きな打撃を受けているのではないかと懸念しております。

本日は、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定しておりますので、引き続き皆様方の御協力をお願いします。

最後に、本日の総会は、議案8件と報告事項3件となっております。

皆様方の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶といたします。よろしく願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達しておりますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の9名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、1番萱橋委員、2番菊地職務代理者の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、駐車場整備のための使用貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、農業用施設を設置するための賃貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は、駐車場整備のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は、駐車場整備のための賃貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、合計3筆、■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。5番海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、岡野委員、榎田委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は3ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側になります。現地は、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地で経営コンサルティング業を行っており、中小企業の事業承継支援の依頼が増加していることから、新たに補助員2名を雇うことや、来客用の駐車場が必要になり、申請地[REDACTED]筆、[REDACTED]㎡を利用し、普通乗用車5台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。

申請地は、[REDACTED]の南東側になります。現地は、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地を、令和4年12月12日付、みらい農委指令第33号をもって農業用施設設置の許可を受けましたが、土地の形状が不整形のため、管理のしずらさや、使い勝手の悪さの問題が浮上したため、申請地[REDACTED]筆、[REDACTED]㎡を隣接地と一体利用し、農業用施設用地として使用する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農業用施設用地としての許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は5ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地で工業用プラスチック製品の加工及び販売を行っており、事業拡張に伴い、従業員及び来客用の駐車スペースが必要になり、申請地[REDACTED]筆、[REDACTED]㎡を利用し、普通乗用車20台分の駐車場及び搬入用通路を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は6ページになります。

申請地は、■■■■■■の北東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、貨物自動車運送業を営んでいる法人で、事業拡大に伴い、駐車場が手狭になったため、申請地■■筆、■■■■■㎡を利用し、大型トラック7台、普通乗用車7台、合計14台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場用地としての許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は7ページになります。

申請地は、■■■■■■の北東側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね300メートル以内に、関東鉄道常総線 新守谷駅の改札口があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地■■筆、■■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方は挙手願います。
（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方は挙手願います。
（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■
■■■■m²、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、■■■■字
■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、■■■■字■■■■番、地目は
登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■m²、合計4筆、■■■■■■■■m²の自作地、契約内容
は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください

い。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。9番岡野委員よりお願いします。

1. 岡野委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約145アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、4筆、[REDACTED]㎡で、現在、譲渡人が所有しておりますが、譲受人も一緒に野菜の栽培を行っております。

今回、持分2分の1を贈与により譲り受け、引き続き野菜の栽培をするものです。

以上のことから、受付番号1番については、農機具等も所有しており、別紙「農地法第3条調査書」にもありますが、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（中山会長）

はい。萱橋委員。

1. 萱橋委員

9ページの地図を見ると、62番3の畑に建物が立っているように見えるが、現地確認の結果はどうだったのか。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明を求めます。

1. 大久保事務局長補佐

農業用のハウスが立っている状況です。

1. 議長（中山会長）

萱橋委員、よろしいですか。

そのほかございますか。

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議長（中山会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。10ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■字■■■■番、地目は登記、田、現況、資材置場、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。10番榎田委員よりお願いします。

1. 榎田委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は11ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの西側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成11年5月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は12ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南西側になります。

今回提出されました受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成11年6月以前から資材置場として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長 (中山会長)

続いて、議案第4号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第4号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の買受適格証明願は2件となっております。13ページをご覧ください。

受付番号1番、2番は申請地が同一になりますので、一括して説明します。

申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、
 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、合計2筆、
 m²でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。10番榎田委員よりお願いします。

1. 榎田委員

10月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は14ページになります。

申請地は、 の北西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約201アールを耕作しており、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも畑、2筆 [REDACTED]㎡に野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は14ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも畑、2筆 [REDACTED]㎡に野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番、2番については、農機具等も所有しており、別紙「農地法第3条調査書」にもありますが、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（中山会長）

はい。萱橋委員。

1. 萱橋委員

受付番号2番の方は、県外在住となっているが、現在はどちらに居住されているのか。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明を求めます。

1. 大久保事務局長補佐

受付番号2番の申請者は、現在も県外に在住ですが、以前は市内に住んでおりました。

今回、競売物件の農地のみ申請を受理しておりますが、宅地についても競売物件があります。

申請者は、宅地を含めて競売に参加し、落札できれば、居住しながら農業を行っていくという申請を受理しております。

1. 議長（中山会長）

萱橋委員、よろしいですか。

（挙手あり）

1. 議長（中山会長）

はい。萱橋委員。

1. 萱橋委員

別紙の買受適格証明調査書の、農地法第3条第2項第1号の判断の理由に、譲受人が所有している機械の能力の見込みがあるという記載がある。現状、農業を行っていない申請者が見込みはあるのか。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明を求めます。

1. 大久保事務局長補佐

以前、市内に居住していた時に、市内の農事組合法人で農業の手伝いをされており、その法人で農業機械の借り入れができるため、機械の確保ができるという判断をしております。

1. 議長（中山会長）

萱橋委員、よろしいですか。

そのほかございますか。

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、買受適格証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第4号は、買受適格証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第5号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第5号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

15ページをご覧ください。議案第4号で買受適格証明の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

それでは、早速審議いたします。

議案第5号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

意見、質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第5号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。16ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が6筆で、22,074㎡です。貸し手が2人で、借り手が2人となります。

次に更新案件ですが、田が5筆で、17,285㎡、畑が2筆で、3,360㎡、合計7筆、20,645㎡です。貸し手が5人で、借り手が3人となります。

合計では、田が11筆で、39,359㎡、畑が2筆で、3,360㎡、合計13筆、42,719㎡です。貸し手が7人で、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和5年11月1日からとなります。

詳細につきましては、17ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第6号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第6号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。18ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が1筆で、2,108㎡です。貸し手が1人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年11月1日からとなります。

詳細につきましては、19ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても20ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が1筆で、2,108㎡です。貸し手が1人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和5年11月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第8号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処

分について」をご報告いたします。議案書は22ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件、みらい平地区が1件となります。

申請理由は、駐車場整備のための売買が1件、駐車場整備のための賃貸借が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は23ページをご覧ください。

今回の合意解約は5件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが1件、耕作者変更のためのものが2件、一級河川やぐちがわ谷口川改修事業のためのものが2件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は24ページをご覧ください。

今回の移動届は1件となります。

申請理由は、緊急連絡管布設工事の工事用作業ヤード設置のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、10月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年10月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩